昭和五十二年法律第八十四号 中小企業倒産防止共済法

第一条 この法律は、取引先企業の倒産の影響を ことを目的とする。 度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与する づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制 止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基 受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防

第二条 この法律において「中小企業者」とは 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 る業種を除く。)に属する事業を主たる事業 以下の会社及び個人であつて、製造業、建設 三までに掲げる業種及び第三号の政令で定め 業、運輸業その他の業種(次号から第二号の 会社並びに常時使用する従業員の数が三百人 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の

一の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円 を主たる事業として営むもの 会社並びに常時使用する従業員の数が百人以一 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の の政令で定める業種を除く。)に属する事業 下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号

として営むもの

一の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円 事業を主たる事業として営むもの 五十人以下の会社及び個人であつて、小売業 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 属する事業を主たる事業として営むもの 業(第三号の政令で定める業種を除く。)に 百人以下の会社及び個人であつて、サービス 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が (次号の政令で定める業種を除く。) に属する 3

用する従業員の数がその業種ごとに政令で定に政令で定める金額以下の会社並びに常時使 令で定める業種に属する事業を主たる事業と して営むもの める数以下の会社及び個人であつて、その政 資本金の額又は出資の総額がその業種ごと 5

事業協同組合その他の特別の法律により設 協業組合

業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構 この法律において「共済契約」とは、中小企 該当するもの 立された組合であつて、政令で定める要件に 以

2

関し、この法律の定めるところにより共済金を 事態(以下「倒産」という。)が生ずることに る事業者につき次の各号のいずれかに該当する 貸し付けることを約する契約をいう。 心、機構がその中小企業者の取引の相手方た 「機構」という。)に掛金を納付することを

らの金融機関に対してされること。 止する原因となる事実についての公表がこれ 形交換を行つている金融機関が金融取引を停 始又は特別清算開始の申立てがされること。 手形交換所において、その手形交換所で手 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開

扱う金融機関が金融取引を停止する原因とな その電子債権記録機関で電子記録債権を取り 融機関が参加するものに限る。)において、 り、かつ、経済産業省令で定める数以上の金 関(同法第五十六条に規定する業務規程にお 号)第二条第二項に規定する電子債権記録機 対してされること。 る事実についての公表がこれらの金融機関に いて金融取引の停止に係る事項を定めてお

兀 れること。 るものとして経済産業省令で定めるものがさ けることを目的とするものと認められる手続 であつて、その開始日を特定することができ つているため債務の減免又は期限の猶予を受 負つていることにより事業の継続が困難とな 前三号に掲げるもののほか、過大な債務を

4 この法律において「早期償還手当金」とは、 契約の当事者のうち機構以外の者をいう。 機構が、貸付けを受けた共済金の償還を完了す 者に対し、第十条第六項の規定により支給する の全額をその償還期日までに償還した共済契約 べき期限前にこれを完了し、かつ、当該共済金 手当金をいう。 この法律において「共済契約者」とは、共済

が、臨時に事業資金を必要とする共済契約者に 対し、第十条の二第一項の規定により貸し付け る資金をいう。 この法律において「一時貸付金」とは、機構 2

が、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期 が、共済契約を解除した者に対し、第十一条第 日までに償還した共済契約者に対し、 一項の規定により支給する手当金をいう。 この法律において「完済手当金」とは、 この法律において「解約手当金」とは、 第十一条 機構

(契約の締結)

3 機構は、次に掲げる場合を除いては、

電子記録債権法(平成十九年法律第百二

2 ものとする。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額を明らか にしてしなければならない。

(契約の成立)

のとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。たときは、その申込みの日において成立したも

第七条 機構は、次項に規定する場合を除いて は、共済契約を解除することができない。

月分以上について掛金の納付を怠つたとき (経済産業省令で定める正当な理由がある場 共済契約者が経済産業省令で定める一定の

の二第一項の規定により支給する手当金をい

第三条 引き続き一年以上事業を行つている中小 企業者でなければ、共済契約を締結することが できない。 4

2 現に共済契約者である中小企業者は、 共済契約を締結することができない。 共済契 新たな

約の締結を拒んではならない。 共済契約の申込者が第七条第二項の規定に

より共済契約を解除され、その解除の日から 一年を経過しない者であるとき。 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約 がある事由として経済産業省令で定める事由適正円滑な運営を阻害することとなるおそれ 又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け の締結によつて中小企業倒産防止共済事業の 日から一年を経過しない者であるとき。 済手当金の支給を受け、又は受けようとした

|第四条 共済契約は、 があるとき。 掛金月額を定めて締結する

項ただし書の政令で定める額の十分の一に相当 数を乗じて得た額とする。ただし、第九条第二 四十分の一に相当する額を超えてはならない。 する額(以下「掛金納付制限額」という。)の 掛金月額は、五千円以上であつて五千円に整

第六条 共済契約は、機構がその申込みを承諾し (契約の解除)

除しなければならない。 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解

て共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早 共済契約者が偽りその他不正の行為によつ

> 3 ことができる。 共済契約者は、いつでも共済契約を解除する 期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当 金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

に解除されたものとみなす。 死亡、解散、分割又は事業の全部の譲渡しの時 第十二条第一項の規定による承継がなかつたと 及び第十二条第一項において同じ。)をし、又 業の全部を承継させるものに限る。以下この はその事業の全部を譲り渡した場合において、 共済契約者が死亡し、解散し、分割(その 当該共済契約者に係る共済契約は、当該 項

効力を生ずる。 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその

(掛金月額の変更)

| 2 機構は、共済契約者からの掛金月額の減少 第八条 機構は、共済契約者から掛金月額の増 ばならない。 の申込みがあつたときは、 これを承諾しなけ

3 を除き、これを承諾してはならない。 申込みについては、経済産業省令で定める場合 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金

4 月額を明らかにしてしなければならない。 ついて準用する。 第六条の規定は、 掛金月額の増加又は減少に

(共済金の貸付け)

第九条 機構は、共済契約者の取引の相手方たる 共済契約者が中小企業者に該当しない場合及び 共済金を貸し付ける。ただし、その請求の時に きを除き、共済契約者に対し、その請求により 間が六月未満であるとき及び倒産の発生の日ま が効力を生じた日から倒産の発生の日までの期 事業者につき倒産が発生したときは、共済契約 次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 でに掛金が納付された月数が六月未満であると 請求が倒産の発生の日から六月を経過した

二 貸し付けることとなる共済金の額が少額で のであるとき。 あつて経済産業省令で定める額に達しないも

日後にされたものであるとき。

態として経済産業省令で定める事態が生じて いるとき。 共済契約者につき倒産又はこれに準ずる事

2 する額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当 つた日における納付された掛金の合計額から次 前項の共済金の貸付額は、貸付けの請求があ

えてはならない。 を控除した額との合計額が政令で定める額を超 なつた共済金の額から既に償還した共済金の額 において既に貸付けを受け、又は受けることと 少ない額の範囲内において、共済契約者が請求 として経済産業省令で定めるところにより算定 よる影響を緩和するため緊急に必要な資金の額 済産業省令で定める要件に該当する場合にあつ その取引の相手方たる事業者との取引関係が経 ち回収が困難となつたものの額(共済契約者と る債権(以下「売掛金債権等」という。)のう 対する売掛金債権その他の経済産業省令で定め した額とする。ただし、当該貸付額と請求の日 した額との合計額。以下同じ。)とのいずれか ては、その額と共済契約者の取引関係の変化に 2

- 一 既に次条第五項(第十条の二第六項においた共済金の額の十分の一に相当する額3 既に貸付けを受け、又は受けることとなつ
- あつては、納付された掛金のうち当該増加分けの請求があつた日までの間に掛金月額の付けの請求があつた日までの間に掛金月額の日から貸別産の発生の日の前日の六月前の日から貸又は納付に充てられた掛金の額
- があつたものの合計額 する増加分に相当する掛金を除く。)であつする増加分に相当する掛金を除く。)であつ 期限の経過後に納付された掛金(前号に規定 期限の経過後に納付された掛金(前号に規定 に 側産の発生の日の翌日以後で、かつ、納付 知

に相当する掛金の合計額

- ・ 機構は、共済金の貸付けをしないことができいるとき又は当該売掛金債権等を有することといるとき又は当該売掛金債権等を有することととにつき当該共済契約者に悪意若しくは重大なとにつき当該共済契約者に悪意若しくは重大なとにつき当該共済契約者に悪意若しくは重大なといるとき又は当該売掛金債権等を有することと、機構は、共済金の貸付けをしないことができる。
- 五項の違約金があるときは、機構は、当該共済は納付を受けるべき利子若しくは第十条の二第場合において、償還を受けるべき一時貸付金又 機構が共済契約者に共済金の貸付けをすべき 7

ることができる。金の貸付額から次に掲げる額の合計額を控除す

- 額を超える額場合に貸し付けるべき一時貸付金の貸付限度場合に貸し付けるべき一時貸付金のなかったと仮定したの時に当該一時貸付金のうち当該共済金の貸付け当該一時貸付金のうち当該共済金の貸付け
- (共済金の貸付けの条件等) 部分の利子及び違約金の額 当該一時貸付金のうち前号の額に相当する

- を含む)を提供させないものとする。 後着は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までの日数によって計算した額の範の日の前日までの日数によって計算した額の範の日の前日までの目数によって計算した額につき年十四・たパーセントの割合で償還期日の翌日から償還しなかつたときは、たのとする。
- 4 機構は、災害その他やむを得ない事由により 機構は、災害その他やむを得ないと認めると ができないと認めると きは、その償還することができないと認めると
- 機構は、共済金の償還期日後経済産業省令で定める期間を経過したのちなお償還を受けるべきは、納付された期後の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきもの貸付けを受けた時にその償還を完了すべきもの貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限(第四項の規定により償還期目が繰り下げられたことにより当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)前にこれを完了した場合において、当該共済金の全額をその償還期日後経済産業省令で定めるところにより、共済契約者に経済産業省令で定める額の早期償還手当金を支給することがで定める額の早期償還手当金を支給することがで定める額の早期償還手当金を支給することがで定める額の早期償還
- の、納付を受けるべき利子であつて納付期日をしくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもべき場合において、償還を受けるべき共済金若7 機構が共済契約者に早期償還手当金を支給す

当金の額からこれらの額を控除することができ手当金があるときは、機構は、当該早期償還手当金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済規定により返還を受けるべき其済金、一時貸付規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の過ぎたもの、第三項若しくは次条第五項の規定

(一時貸付金の貸付け)

第十条の二 機構は、共済契約者に対し、その請求により一時貸付金を貸し付ける。ただの請求により一時貸付金を貸し付ける。ただであつて経済産業省令で定める額に達しない額であつて経済産業省令で定める額に達しない。

- 4 機構は、一時貸付金の貸付けについて、担保むいて経済産業省令で定める期間とする。おいて経済産業省令で定める期間とする。まして経済産業省令で定める率により利子を付金には貸付けに関し必要な経費を勘3 一時貸付金には貸付けに関し必要な経費を勘

(完済手当金)

- 年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日ち ときは、その者に対し、その延滞した額につき時貸付金をその償還期日までに償還しなかつた 機構は、一時貸付金の貸付けを受けた者が一する。

た額の範囲内において、

違約金を納付させるこ

から償還の日の前日までの日数によつて計算し

(解約手当金)

- る。 は、機構は、共済契約者に解約手当金を支給す 金が納付された月数が十二月以上であるとき 第十一条 共済契約が解除された場合において掛
- 限りでない。 で、この事情があつた場合は、この省令で定める特別の事情があつた場合は、この解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解除されたときは、前項の規定にかかわらず、2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が

- た額とする。
- 5 機構が共済契約者に解約手当金を支給すべき とができる。
- 第十一条の二 中小企業倒産防止共済事業の収支第十一条の二 中小企業倒産防止共済事業の収支ができて、その収支が将来にわたつて均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、機構は、経済産業省令で定めるところにより、貸付けを受けた共済金の全額を保つに足成が、なお余裕財源が生じていると認められる場別では、機構は、経済産業省で、との収支が将来にわたつて均衡を保つに足規定する額の完済手当金を支給することができませい。
- 3 たもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五 納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎ 場合において、償還を受けるべき共済金若しく までに償還されるものの割合の予想等を基礎と けるものの割合及びその共済金のうち償還期日 額並びに共済契約者のうち共済金の貸付けを受 十分の一に相当する額に、第一項の余裕財 十三条の規定により返還を受けるべき共済金、 項の規定により納付を受けるべき違約金又は第 は一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、 して政令で定める割合を乗じて得た額とする。 一時貸付金、 機構が共済契約者に完済手当金を支給すべき 完済手当金の額は、償還された共済金の額 早期償還手当金、 解約手当金若し

済手当金の額からこれらの額を控除することが

第十二条 位を承継することができる。 の承諾を得て、当該共済契約者の有していた地 産業省令で定める期間内に機構に申出をし、そ 譲受人(以下「承継人等」という。)は、経済 ときは、その包括承継人又はその事業の全部の くは分割又はその事業の全部の譲渡しがあつた 共済契約者について、相続、 合併若し

承諾を拒んではならない。 機構は、次に掲げる場合を除いては、 前項の

当該承継人等がこれらの償還、納付又は返還 の義務を引き受けないとき。 金若しくは完済手当金がある場合において、 違約金又は次条の規定により返還すべき共済 は第十条第三項若しくは第十条の二第五項の 若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しく ととなる共済契約者につき償還すべき共済金 前項の規定によりその地位を承継されるこ 当該承継人等が中小企業者でないとき。 一時貸付金、早期償還手当金、解約手当 3 2

げる事由があるとき。 当該承継人等につき第三条第三項各号に掲

掛金月額は、掛金納付制限額の四十分の一に相 当する額とする。 に相当する額を超えることとなるときは、その つき、掛金月額が掛金納付制限額の四十分の一 第一項の規定による承継をした共済契約者に 4

る額をその者に返還する。 となるものとし、機構は、その超えることとな なるときは、その掛金総額は、掛金納付制限額 れる掛金総額が掛金納付制限額を超えることと つき、第十一条第四項の規定の例により算定さ 第一項の規定による承継をした共済契約者に 5

することができる。 べき額から次の各号に掲げる額の合計額を控除 機構は、前項の場合においては、その返還す

貸付限度額を超える額 合に承継人等に貸し付けるべき一時貸付金の 時に当該一時貸付金がなかつたと仮定した場 償還を受けるべき一時貸付金のうち承継の

二 当該一時貸付金のうち前号の 分の利子及び違約金の 額に相当する

6

前三項に定めるもののほか、

承継に関し必要

政令で定める。

くは完済手当金があるときは、機構は、当該完

(共済金等の返還)

|第十三条 偽りその他不正の行為によつて共済金 当金又は完済手当金を返還させることができ 共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手 けた者がある場合は、機構は、その者から当該 金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受 若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当

(掛金の納付)

第十四条 共済契約者は、第三項から第六項まで 分及びその翌月分の掛金にあつては、共済契約 の解除の日)における掛金月額により、その月 済契約が解除された日の属する月にあつてはそ た日の属する月から共済契約が解除された日の でに掛金を納付しなければならない。 が効力を生じた日の属する月の翌々月末日)ま の末日(共済契約が効力を生じた日の属する月 属する月までの各月につき、その月の末日(共 に規定する場合を除き、共済契約が効力を生じ

は、その超えることとなる額につき掛金を納付 することができない。 総額が掛金納付制限額を超えることとなるとき 十一条第四項の規定の例により算定される掛金 共済契約者は、掛金を納付することにより第掛金は、分割して納付することができない。

月額)の四十倍に相当する額に達している共済 掛金総額が掛金月額(掛金月額の増加又は減少 できる。 り、機構に通知して、掛金を納付しないことが があつたときは、その増加後又は減少後の掛金 契約者は、経済産業省令で定めるところによ 第十一条第四項の規定の例により算定される

その納付しないことにつきやむを得ない事情が とする。 機構の承諾を得て、当該共済金の償還に係る据 受け、又は受けることとなつた共済契約者は、 あると認めるときに限り、その承諾をするもの いことができる。この場合において、機構は、 置期間の範囲内の期間に限り、掛金を納付しな 第九条第一項の規定により共済金の貸付けを

6 出て、 の例により算定される掛金総額の十倍に相当す ることとなつた共済金の額から既に償還した共 で定める額に達している場合には、機構に申し る額との合計額が第九条第二項ただし書の政令 済金の額を控除した額と第十一条第四項の規定 共済契約者は、既に貸付けを受け、又は受け 当該合計額が当該政令で定める額未満と 第十九条 解約手当金又は完済手当金の支給を受

なるまでの期間に限り、 ができる。 掛金を納付しないこと

|第十五条 機構は、共済契約者が、その納付すべ 省令で定めるところにより、その掛金の額を減 き月の前月末日以前にする掛金の納付(以下 「掛金前納」という。)をしたときは、経済産業

すべき各月の初日が到来した時に、それぞれそ の月の掛金が納付されたものとみなす。 掛金前納がされた掛金については、その納付

第十六条 機構は、共済契約者が掛金をその納付 期限までに納付しなかつたときは、その者に対 までの日数によつて計算した額の範囲内におい トの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日 し、その延滞した額につき年十四・六パーセン (納付期限の延長) て、割増金を納付させることができる。

第十七条 機構は、 納付することができないと認めるときは、その により共済契約者が掛金をその納付期限までに 納付期限を延長することができる。

第十八条 解約手当金又は完済手当金の支給を受 他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有すを控除した残額)につき、機構の財産について ときは、 る。 よりその額を控除することができる金銭がある が当該完済手当金の額から同条第四項の規定に を控除した残額)、完済手当金にあつては第十 よりその額を控除することができる金銭がある が当該解約手当金の額から同条第五項の規定に 一条の二第三項に定める完済手当金の額(機構 当該完済手当金の額からその金銭の額 当該解約手当金の額からその金銭の額

2 前項に規定する解約手当金の額の算定につい けることとなつた共済金」とあるのは、「貸付 ては、第十一条第四項中「貸付けを受け又は受 るものとする。 けを受けた共済金」と読み替えて同項を適用す

3 九年法律第八十九号)の規定による一般の先取5 第一項の先取特権の順位は、民法(明治二十 特権に次ぐものとする。

> ら五年間、掛金の納付を受ける権利はこれを行 きは、時効によつて消滅する。 使することができる時から二年間行使しないと

額することができる。

(先取特権) 災害その他やむを得ない事由

共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予 想等を基礎として検討するものとする。

ける権利はこれらを行使することができる時か

第二十条 共済金の貸付け又は早期償還手当金 (期間計算の特例)

第二十一条 この法律の規定に基づき掛金を納付 した共済契約者については、租税特別措置法 (課税の特例) るときは、送付に要した日数は、その期間に算 二項に規定する信書便により行われたものであ 法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する 係る期間を計算する場合において、その請求が 解約手当金若しくは完済手当金の支給の請求に 入しない。 九項に規定する特定信書便事業者による同条第 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 (昭和三十二年法律第二十六号) で定めるとこ

第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定 ろにより、法人税又は所得税の課税につき特別 の措置を講ずるものとする。 (経過措置)

第二十三条 掛金の額、共済金の貸付額その は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防 小企業倒産防止共済制度に関する基本的 断される範囲内において、 めることができる。 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判 (検討) し、又は改廃する場合においては、その命令 所要の経過措置を定

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (施行期日)

第二条 共済契約者は、この法律の施行の日から 金前納をするときは、その掛金前納に際し、掛起算して一年を経過する日までの間において掛 場合にあつては、掛金月額の六十倍に相当する た額(共済契約の申込みの時に掛金前納をする 掛金とみなされたものを除く。)の額を控 掛金(第十五条第二項の規定により納付された た掛金の額及び既に掛金前納をしたときはその 金月額の六十倍に相当する額から既に納付され (掛金前納及び共済金の貸付けに関する特例)

第一項の規定による減額をすることを要しない 旨を、事業団に申し出ることができる。 に限り、その掛金前納に係る掛金につき、同条 額から申込金の額を控除した額)の範囲内の額 前項の規定による申出をしたところにより掛 4

2 中「六月未満」とあるのは、「三月未満」とす 金前納をした共済契約者の取引の相手方たる事 る第九条第一項の規定の適用については、同項 れに応じた場合における共済金の貸付けに関す 権の行使又は買い戻すべき旨の請求を受けてこ につき当該共済契約者が当該金融機関から遡求省令で定める金融機関により割引を受けたもの た為替手形であつて当該共済契約者が通商産業 振り出した約束手形又は当該事業者が引き受け 共済契約者との取引の対価として当該事業者が 業者につき倒産が発生した場合であつて、当該

3 れか少ない額の範囲内において、共済契約者が にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいず 第一項の共済金の貸付額は、同条第二項の規定 請求した額とする 前項の規定により読み替えて適用する第九条

る売掛金債権等のうち回収が困難となつたも 倒産に係る取引の相手方たる事業者に対す

一 貸付けの請求があつた日における納付され 掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当 する額 がされた掛金の額)から第九条第二項各号に 前に第一項の規定による申出に係る掛金前納六月未満であるときは、倒産の発生前三月以 産の発生の日までに掛金が納付された月数が の日までの期間が六月未満であるとき又は倒 金とみなされたものを除く。)との合計額(第十五条第二項の規定により納付された掛 定による申出に係る掛金前納がされた掛金 た掛金と倒産の発生前三月以前に第一項の規 (共済契約が効力を生じた日から倒産の発生 1

三 貸付けの請求があつた日における納付され の日までに掛金が納付された月数が六月未満 の期間が六月未満であるとき又は倒産の発生 約が効力を生じた日から倒産の発生の日まで 請求に係る手形の額面額との合計額(共済契 額と当該遡求権の行使又は買い戻すべき旨の る額の合計額を控除した額の十倍に相当する た掛金の合計額から第九条第二項各号に掲げ であるときは、当該手形の額面額

総額の算定に関する事項並びに第二項の規定に の適用上必要な読替えについては、政令で定め 貸付けに関する事項についてのこの法律の規定 き新たに倒産が発生した場合における共済金の より共済金の貸付けを受け又は受けることとな た共済契約者に係る解約手当金の支給及び掛金 つた共済契約者の取引の相手方たる事業者につ より読み替えて適用する第九条第一項の規定に 第一項の規定による申出に係る掛金前納をし

三号) 附 則 抄 (昭和五五年五月二〇日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 だし、附則第十六条から第三十六条までの規定 過措置) (中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経 内において政令で定める日から施行する。 た

第二十五条 前条の規定の施行前に改正前の中小 その他の手続は、改正後の同法の規定によつて約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込み 企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契 したものとみなす。

二号) 附 則 抄 (昭和五五年五月三一日法律第七

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 号 抄 (昭和五五年六月一〇日法律第八

(施行期日)

この法律は、 公布の日から施行する。

号 附 則 (昭和六○年五月一日法律第二九

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 項の改正規定は、公布の日から施行する。 三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、第四条第二項、第十二条第 (経過措置)

第二条 この法律の施行前に発生した倒産に係る 共済金の貸付額の範囲については、なお従前の 例による。

解除に係る解約手当金の支給については、なお第三条 この法律の施行前に行われた共済契約の 従前の例による

> |第四条 この法律の施行前に共済契約者について よる。 地位の承継の承諾については、なお従前の例に あつた相続に係る当該共済契約者の有していた

号 附 則 (平成一〇年六月五日法律第九五

この法律は、公布の日から施行する。 九号) 附 則 (平成一一年三月三一日法律第一 抄

施行期日)

| 行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施 の日から施行する。 条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布

第三十三条 前条の規定の施行前に同条の規定に よる改正前の中小企業倒産防止共済法の規定に よってした共済契約の申込み、掛金月額の増加

(その他の経過措置の政令への委任) によってしたものとみなす。

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で第五十九条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

四 附 六 号 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 (政令への委任) 公布の日から施行する。

のほか、この法律の施行に関して必要となる経 過措置は、政令で定める。

則 (平成一一年一二月二二日法律第

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第千三百四十四条の規定 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 公布の日

過措置)

二二五号) 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申 係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項 律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定が 規定による改正後のこれらの規定にかかわら に関する取扱いについては、この法律の附則 あった場合においては、当該申立て又は決定に ず、なお従前の例による。 てがあった場合又は当該申立てに基づきこの

(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経

による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定 過措置)

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、

(平成一一年一二月三日法律第

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの

一六〇号) 抄

(施行期日)

(民法等の一部改正に伴う経過措置)

\ 十 四

十五 中小企業倒産防止共済法第二条第二項第 一 号

- 号) 附 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

行する。 〇〇号) 附 則 (平成一四年七月三一日法律第一

(平成十二年法律第九十号) の施行の日から、この法律は、商法等の一部を改正する法

Lから施んる法律

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送 の施行の日から施行する。 達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 則 (平成一四年一二月一一日法律第

(施行期日) 一四六号) 抄

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定整備機構(以下「機構」という。)の成立の時 は、当該各号に定める日から施行する。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経 条及び第五十二条の規定 次条から附則第五条まで並びに附則第十八 公布の日

第三十五条 前条の規定の施行前に同条の規 よる改正前の中小企業倒産防止共済法の規定に よってした共済契約の申込み、掛金月額の増

によってしたものとみなす による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定 又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定 (政令への委任)

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で第五十二条 この附則に規定するもののほか、こ 則

五号) 抄 (平成一六年四月二一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応 則第三条から第七条まで、第十一条、第二十 第十八条までの改正規定を除く。)並びに附 機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平 一条及び第三十条の規定 公布の日 当該各号に定める日又は時から施行する。 第二条、次条(中小企業総合事業団法及び (十四年法律第百四十六号) 附則第九条から

則 (平成一六年六月二日法律第七六

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 法」という。)の施行の日から施行する。 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 (政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも 置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

七号) (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、会社法の施行の日から施行す

則 (平成二二年四月二一日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 月を超えない範囲内において政令で定める日 附則第四条の規定 公布の日から起算して三 九条第二項第三号の改正規定並びに次条及び 第二条第二項に一号を加える改正規定、第 当該各号に定める日から施行する。

第二条 第二条第二項に一号を加える改正規定の 施行前に生じたこの法律による改正後の第二条 (共済金を貸し付ける事態に関する経過措置)

附則第八条の規定 公布の日

係る共済金の貸付けについては、なお従前の例 第二項第三号に規定する事態に相当する事態に による。

(申込金に関する経過措置)

申込みに係る申込金については、なお従前の例第三条 この法律の施行前に行われた共済契約の

(共済金の貸付けに際して掛金の合計額から控 除する額に関する経過措置)

第四条 第九条第二項第三号の改正規定の施行後 なお従前の例による。 係るものに対する共済金の貸付額については、 日からこの法律の公布の日の前日までの間にお いて掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に に行われる貸付けの請求のうち、倒産の発生の

2

(時効に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に生じた申込金の返還 従前の例によることとされる場合におけるこの 利の消滅時効については、なお従前の例によ る。 法律の施行後に生じた申込金の返還を受ける権

(政令への委任)

|第八条 この附則に定めるもののほか、この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

号 附 則 (平成二九年六月二日法律第四五

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 る。 この法律は、民法改正法の施行の日から施行

六 附 号 訓 則 (平成三○年五月二三日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

附則第十七条の規定 公布の日

いて政令で定める日の日から起算して九月を超えない範囲内にお六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布 則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附

|第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途と して、 (見直し) 経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この

講ずるものとする。

第十五条 第二号施行日前に生じた第五条の規定 による。 係る共済金の貸付けについては、なお従前の例 第二項第三号に規定する事態に相当する事態に による改正後の中小企業倒産防止共済法第二条

う。)であって、第二号施行日前に旧共済法第 契約(以下この項において「旧共済契約」とい いう。)の定めるところにより締結された共済 止共済法(以下この項において「旧共済法」と (その他の経過措置の政令への委任) 契約の解除については、なお従前の例による。 七条第二項第一号に規定する一定の月分以上に ついて掛金の納付を怠った場合における旧共済 第五条の規定による改正前の中小企業倒産防

第十七条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。)は、政令で定める。

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 法律による改正後の規定の施行の状況について

過措置) (中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経